

私らしさと安心を皆で支え合う
「山の湊」しんしろ

新城市高齢者福祉計画 2029

令和6（2024）年度～令和11（2029）年度

概要版

令和6年3月
新城市

1 計画の概要

◆ 背景

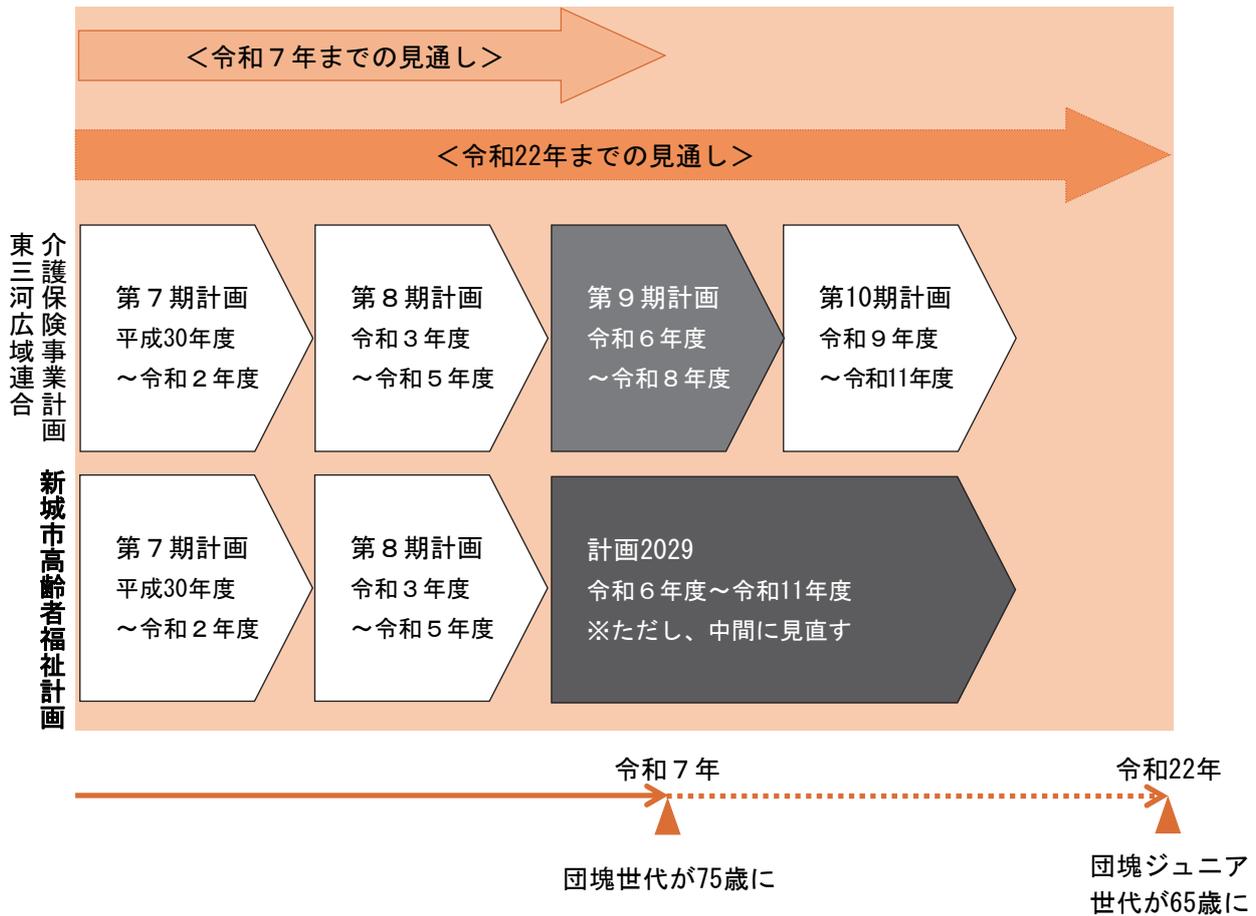
- 新城市の高齢化率は、今後も上昇し、団塊の世代（1947～1949年に生まれた世代）が75歳以上となる令和7（2025）年に38.5%、団塊ジュニアの世代（1971～1974年に生まれた世代）が65歳以上となる令和22（2040）年には46.0%に及びものと予測されています。
- 特に、75歳以上の後期高齢者は、令和7（2025）年に22.4%、令和22（2040）年には28.6%に達するとされ、これに伴い、今後、高齢者単独世帯（ひとり暮らし）や高齢者夫婦世帯、認知症の人や認知機能が低下した高齢者の増加、要介護・要支援認定率の上昇などが見込まれます。
- こうした高齢化の急速な進展に伴うさまざまな課題に対応し、高齢者施策の一層の推進を図るため、各自治体において、「介護保険事業計画」を策定し、介護保険を運営するとともに、これと一体的に「老人福祉計画」を策定し、老人福祉事業等の提供等に努めています。
- このうち、「介護保険事業計画」に関しては、「東三河はひとつ」を合言葉に7市町村とともに、東三河広域連合を設立し、平成30（2018）年4月から、当地域における介護保険の運営を開始したため、広域連合が策定しています。
- そのため、広域連合の構成市町村においては、広域連合が策定する「介護保険事業計画」と一体性を持ちつつ、「老人福祉計画」を策定しています。

◆ 位置づけ

- この計画は、老人福祉法第20条の8に基づく市町村老人福祉計画として、広域連合が策定する「介護保険事業計画」と一体性を持ちつつ、本市における老人福祉事業等の量や確保策などを示す計画です。
※広域連合が策定する「介護保険事業計画」に示される地域支援事業等については、広域連合の構成市町村によって状況が異なり、各市町村の主導により実施する事業等を含むことから、この計画ではこれらの事業等についても含むものとします。
- この計画は、新城市の総合計画や地域福祉計画の上位計画との調和を図るとともに、健康増進計画や障害福祉計画、地域防災計画などの関連計画を勘案して策定します。

◆ 期間

- この計画の期間は、より中長期的な視野に立ち、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。
- ただし、3年を1期とする「介護保険事業計画」との一体性を確保するため、中間に見直しを行います。
※広域連合が策定する「介護保険事業計画」の期間は、令和6（2024）年度から令和8（2029）年度までの3年間となりますが、この期間内に団塊の世代（1947～1949年に生まれた世代）が後期高齢期（75歳以上）、令和22（2040）年までに団塊ジュニアの世代（1971～1974年に生まれた世代）が高齢期（65歳以上）を迎え、高齢化率が極めて高い超高齢社会が継続することになります。



◆ 日常生活圏域の設定

- 日常生活圏域は、人口や地理的条件、住民の生活形態、地域づくりの活動単位を総合的に勘案して定める圏域であり、「地域包括ケアシステム」を構築する基礎単位となります。
- 引き続き、6つの中学校区を日常生活圏域に設定し、「地域包括ケアシステム」を深化・推進を図ることとします。

2 基本理念

- 高齢化の進展に対応するためには、これまでの「地域包括ケアシステム」を深化・推進し、高齢者のみならず、誰もが生きがいを持ちながら、自分らしく安心して暮らせる地域をともにつくり、皆で支え合っていく必要があります。
- したがって、この計画においても、これまでの基本理念を継承し、いつまでも元気で、自分らしく、安心して生活できるまちの実現をめざします。

私らしさと安心を皆で支え合う

「山の湊」しんしろ

3 基本目標と施策・事業展開

基本目標Ⅰ 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

高齢者が、住み慣れた地域において、いつまでも健康で自立した暮らしをおくることができるよう、健康づくりやフレイル対策などの介護予防活動を推進するとともに、高齢者一人ひとりの状態に応じた多様なサービスが提供されるよう、自立支援活動の推進に取り組みます。

評価指標	基準値 令和4年度	目標値	
		令和7年度	令和10年度
フレイルについて意識して生活している 高齢者の割合 ※1	62.2%	70%	80%
介護予防のための通いの場への参加率 ※2	2.2%	5%	10%

※1 「高齢者生活ニーズ調査」(新城市)により把握

※2 「高齢者ニーズ調査」(東三河広域連合)により把握

施策1 フレイル・介護予防活動の推進

【主な事業等】

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ◇ 健康相談・健康教育 | ◇ 介護予防把握事業 |
| ◇ かかりつけ医の推進 | ◇ 介護予防教室 |
| ◇ 特定健康診査・特定保健指導 | ◇ 健康づくりリーダー派遣事業 |
| ◇ 後期高齢者健康診査 | ◇ ミニデイサービス |
| ◇ 歯周疾患検診 | (高齢者生きがい活動支援通所事業) |
| ◇ しんしろ健康マイレージ | ◇ ミニデイサービススタッフ研修 |
| | ◇ 地域型通所サービス事業 |
| | など |

施策2 自立支援活動の推進

【主な事業等】

- | | |
|--------------------|---------------|
| ◇ 生活支援コーディネーターの配置 | ◇ 短期集中通所サービス |
| ◇ 協議体の設置 | ◇ 短期集中訪問サービス |
| ◇ 地域ケア会議の開催 | ◇ 地域型訪問サービス事業 |
| ◇ 自立支援型地域個別ケア会議の開催 | など |

基本目標Ⅱ 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくり

高齢者が、介護が必要になっても、認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で本人の意思が尊重された生活をおくることができ、介護する家族も安心、安定した日常生活をおくることのできるよう、地域で高齢者の生活を支える「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組みます。

評価指標	基準値 令和4年度	目標値	
		令和7年度	令和10年度
介護サービスを必要としたとき、抵抗なく利用することができる高齢者の割合 ※1	38.8%	50%	60%
認知症サポーター1人当たりの高齢者数 ※2	4.4人	3.6人	3.0人

※1 「高齢者生活ニーズ調査」(新城市)により把握

※2 地域支援事業の実績により把握

施策3 在宅医療・介護連携の推進

【主な事業等】

- | | |
|---------------------------------------|-------------------------|
| ◇ 東三河広域連合との連携強化 | ◇ 重層的支援体制整備事業の推進 |
| ◇ 福祉従事者がやりがいを持って働き続けることのできるまちづくり条例の推進 | ◇ 在宅医療・介護連携に関する相談支援 |
| ◇ 地域包括支援センター運営事業 | ◇ 地域の医療・介護の資源の把握 |
| ◇ 高齢者ふれあい相談センター運営事業 | ◇ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制づくり |
| ◇ 地域包括支援センター・高齢者ふれあい相談センター連絡会議 | ◇ 医療・介護・福祉関係者等の情報共有 |
| | ◇ 医療・介護関係者の多職種研修 など |

施策4 認知症施策の推進 ※「新城市認知症施策推進計画」

【主な事業等】

- | | |
|-----------------|------------------------|
| ◇ 認知症ケアパスの活用・普及 | ◇ 認知症初期集中支援推進事業 |
| ◇ 認知症地域支援推進員等配置 | ◇ 徘徊高齢者見守りSOSネットワークの推進 |
| ◇ 認知症サポーター養成講座 | ◇ 認知症等高齢者見守りネットワーク事業 |
| ◇ 認知症カフェの開設支援 | ◇ チームオレンジ活動 など |

施策5 家族介護者支援の推進

【主な事業等】

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| ◇ 家族介護教室 | ◇ 重度要介護者家族介護用品支給事業の利用促進 |
| ◇ 家族介護者のレスパイト支援 | |

基本目標Ⅲ 高齢者が活躍して支え合うまちづくり

高齢者が、これまでの知識、経験、技術などを生かし、充実した暮らしをおくることができるよう、高齢者が様々な活動等に参加しやすい環境づくりを推進することにより、地域における支え合いを促進していくとともに、高齢者が安心して活動等に参加できるよう、生活基盤を確保するための支援に取り組みます。

評価指標	基準値 令和4年度	目標値	
		令和7年度	令和10年度
地域の活動や行事に参加している 高齢者の割合 ※1	59.3%	70%	80%
地域全体で支え合っていると感じている 高齢者の割合 ※1	30.7%	40%	50%

※1 「高齢者生活ニーズ調査」(新城市)により把握

施策6 はつらつ世代の活動の充実

【主な事業等】

- | | |
|----------------------------------|-----------------------|
| ◇ 高齢者能力活用推進事業
(シルバー人材センターの運営) | ◇ 介護ボランティアポイント事業 |
| ◇ 市民活動・ボランティア活動の推進 | ◇ シニア人材の活用促進 |
| ◇ ボランティアセンター活動事業の普及促進 | ◇ 老人クラブ活動支援 |
| | ◇ 高齢者の生きがい活動等の場の確保 など |

施策7 安全・安心に生活できる環境の整備

【主な事業等】

- | | |
|---------------------------|----------------------|
| ◇ 高齢者安心生活サポート事業
(友愛訪問) | ◇ 公共バス運行事業 |
| ◇ 緊急通報システム事業 | ◇ 車両貸出事業(福祉バス) |
| ◇ 高齢者日常生活用具給付事業 | ◇ 福祉有償運送料金助成 |
| ◇ 救急医療情報キット配布事業 | ◇ 高齢者運転免許証自主返納支援事業 |
| ◇ 災害時要援護者対策の推進 | ◇ 高齢者安全運転支援装置設置促進事業 |
| ◇ 災害時要援護者家具転倒防止支援事業 | ◇ 移動販売事業 |
| ◇ 福祉避難所の設置 | ◇ 「食」の自立支援事業 |
| ◇ 耐震改修時バリアフリー化事業 | ◇ 配食サービス空白地域解消事業 |
| ◇ 養護老人ホーム入所措置事業 | ◇ 高齢者等ごみ出し支援事業 |
| ◇ 軽費老人ホーム(ケアハウス) | ◇ 高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク |
| ◇ 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住 | ◇ 成年後見制度利用支援事業 |
| 宅 | ◇ 特殊詐欺対策装置購入費補助事業 |
| | ◇ 終活支援 など |

4 東三河広域連合における介護保険事業の円滑な運営（第9期介護保険事業計画のポイント）

◆ 介護保険事業費

- 第9期計画期間の介護保険サービスに要する費用は、計画の終了年度である令和8（2026）年度には約581億円まで増加し、3年間で約1,715億円の費用が必要となる見込みです。

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
介護給付費（千円）	52,281,090	53,428,676	54,171,920	159,881,686
地域支援事業費（千円）	3,709,638	3,849,332	3,892,320	11,451,290
保健福祉事業費（千円）	48,984	49,617	50,359	148,960
介護保険サービス費総額（千円）	56,039,712	57,327,625	58,114,599	171,481,936

◆ 第1号被保険者の介護保険料

- 第9期計画期間中に必要と見込まれる上記の費用から算出すると、保険料は次のとおり、基準額が月額4,930円、年額59,160円となります。

所得段階	対象者	保険料率	保険料年額 (保険料月額)
第1段階	・生活保護を受けている方 ・老齢福祉年金を受けている方で、世帯全員が市町村民税非課税の方 ・世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.455 ★0.285	26,917円 (2,243円) ★16,860円 (1,405円)
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が80万円を超え、120万円以下の方	基準額 ×0.65 ★0.485	38,454円 (3,204円) ★28,692円 (2,391円)
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が120万円を超える方	基準額 ×0.69 ★0.685	40,820円 (3,401円) ★40,524円 (3,377円)
第4段階	・本人が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.85	50,286円 (4,190円)
第5段階	・本人が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が80万円を超える方	基準額	59,160円 (4,930円)
第6段階	・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.20	70,992円 (5,916円)
第7段階	・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.30	76,908円 (6,409円)
第8段階	・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.50	88,740円 (7,395円)
第9段階	・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 ×1.70	100,572円 (8,381円)
第10段階	・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 ×1.80	106,488円 (8,874円)
第11段階	・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 ×1.90	112,404円 (9,367円)
第12段階	・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 ×1.95	115,362円 (9,613円)
第13段階	・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が720万円以上820万円未満の方	基準額 ×2.00	118,320円 (9,860円)
第14段階	・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が820万円以上1,000万円未満の方	基準額 ×2.20	130,152円 (10,846円)
第15段階	・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の方	基準額 ×2.40	141,984円 (11,832円)

※各段階における保険料月額は、保険料年額を12で割った参考値（円未満の端数は切捨て）

※「合計所得金額」は、土地・建物等の譲渡所得に係る特別控除額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の額）を控除して得た額

※★印は、軽減後の保険料率、軽減後の保険料年額（軽減後の保険料月額）

発行年月日 令和6年3月
発行 新城市
編集 健康福祉部 高齢者支援課
〒441-1392 新城市字東入船115番地
TEL 0536-23-7688
FAX 0536-23-7699